

リトル東京サービスセンターにおける家庭内暴力への取り組み

Domestic Violence Counseling and Prevention
in Little Tokyo Service Center村方多鶴子^{※1}Tazuko Murakata^{※1}

キーワード：配偶者間暴力，加害者プログラム，ステップハウス，子ども虐待
Domestic violence, Batterer intervention program, Step house,
Child abuse and neglect

I. はじめに

日本では1990年代に入り，夫や恋人など親しい間柄における暴力（ドメスティック・バイオレンス，以下DVとする）に関する調査が行われるようになり，その実態が徐々に明らかになってきた。内閣府男女共同参画局が，2002年に全国の4,500人（有効回収数約3,200人）を対象に行った「配偶者からの暴力に関する調査¹⁾」によれば，女性の20人に1人が配偶者などからの暴力によって命の危険を感じていた。また，女性の20人に1人の子どもが暴力を目撃し，女性の約40人に1人は自分と同様に，子どもも暴力を受けていた。直接暴力を受けた人だけでなく，DVを目撃して育った子どもも，その後の人生で情緒面に深刻な問題を抱えることが多いという研究結果²⁾も出ている。そのため，暴力がなく安心して生活できる環境を早急に整える必要がある。

日本では2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」，いわゆるDV防止法が制定され，DVは犯罪と規定された。警察庁が発表した2002年度のデータ³⁾によれば，配偶者による殺人，傷害並びに暴行事件の検挙数のうち，夫による傷害は95.8%，暴行は96.3%であるのに対し，殺人は60.9%であった。加害者は，妻に暴力を振るっても否認したり矮小化したりする

ことが多い⁴⁾ため，被害者が警察に相談を行っても，「保護命令制度の説明」「防犯指導」で終わる場合が圧倒的に多い⁵⁾。また，仮に夫がDVで検挙されたにしても，前科がなければ数週間で自宅に戻される。つまり，問題が解決されないまま，一旦外に助けを求めた女性が再び夫のいる自宅に戻れば，男性から更に酷い暴力を受けることとなる。そのため，暴力を受けている被害者のほうが自宅から逃げ，身体的・精神的・経済的に追い込まれた状況で隠れるように生活しなければならない。そして最悪の場合，女性が殺人を犯すという形で終結を迎えることになる。被害を受けていた女性のほうが加害者になってしまうのである。

アメリカでは，家庭内で暴力を振るって逮捕された場合，加害者は刑事処分か加害者プログラムを受けるように裁判所から命じられる⁶⁾。日本でも加害者対策が必要と考えられ始めているが，2004年のDV防止法改正においても，DV加害者への対策は盛り込まれなかった。

日本では，まだDV被害者支援が始まったばかりである。公的機関だけでなく民間の市民団体も相談機関やシェルターなど整備されつつあるが，資金や人員不足でまだ十分な支援ができていないと言えない。これから日本では，どのような支援が必要なのかを模索していた2003年に「DV加害

※1 宮崎大学医学部看護学科 臨床看護学講座
School of Nursing, Miyazaki Medical College, University of Miyazaki

者プログラム研修会」が開催された。この研修は、アウェア (AWARE) がカリフォルニアでDV被害者・加害者支援を行っているカウンセラーとソーシャルワーカーを招き主催したものである。アウェアとは、女性のインストラクターが加害者プログラムを行っている日本の民間機関である。私は、その研修会でカリフォルニアにおけるDV被害者・加害者支援について学ぶことができ、その後運良く、その講師が所属しているリトル東京サービスセンター (Little Tokyo Service Center, 以下LTSCとする) を見学する機会を得たので、LTSCにおける家庭内暴力への取り組みについて報告する。

II. アメリカにおける「Domestic Violence」

LTSCにおける暴力への取り組みについて紹介する前に、まず、「Domestic Violence」という言葉について定義する。「Domestic Violence」とは、元々、親子や夫婦など家庭内で起こる暴力を意味する。しかし日本では、1980年ごろに起きた子どもから親に対する暴力を「家庭内暴力」と呼んでいたため、その後日本に入ってきた「Domestic Violence」という言葉を、「家庭内暴力」とは区別して「パートナー間における暴力」、つまり「DV」と表現するようになった。そこで、本報告で以下に述べる「家庭内暴力」とは、アメリカで使用している広義の意味とする。

次に、南カリフォルニアにおける家庭内暴力支援体制について紹介する。南カリフォルニアの8つの州には、DV被害者とその子ども達のためのサポートネットワーク (Statewide California Coalition for Battered Women 以下SCCBWとする) がある。SCCBWは1976年に設立され、家庭内暴力介入プログラムのモデルを作成し、新しいシェルターの設立を援助している。また、家庭内暴力カウンセラー認定プログラム (Domestic Violence Counselor Certification Training) も行っている。これらの州で家庭内暴力の被害者・加害者への援助を行う人は全て、このプログラムを受けることが義務付けられている。このトレーニングは40時間 (8時間×5日間) で、カリキュ

ラムの内容は、家庭内暴力運動の歴史、家庭内暴力の原因と力動、女性の行為に対する暴力、加害者プログラム、家庭内暴力の法律上の問題、犯罪裁判システムや法律、カウンセリング技術、危機介入とカウンセリング、個人とグループカウンセリング、傾聴、倫理、カウンセラーとして自分自身の感情の取り扱い方、文化的能力 (資格・適性)、家庭内暴力と人種差別、性的差別観とホモ恐怖症、文化的要因と家庭内暴力の異文化間カウンセリング、家庭内暴力と障害、子どもに対する家庭内暴力の影響、暴力を目撃又は経験した子どもへの介入、10代の暴力、メンタルヘルス問題を持つ家庭内暴力被害者との関わり方など、様々な内容を含んでいる。また、訓練を受け、スタッフまたはボランティアとして携わりながら、104時間 (2時間×52週) のスーパービジョンまたはコンサルテーションを受けることも義務付けられている。

III. LTSCの概要

まず、私が見学したLTSCの概要を説明する。多くの日本人がロサンゼルスに移り住むようになって、ダウンタウンにリトル東京という日本人街ができた。しかし、1970年ごろ、日本から移住してきた親子が母子心中を凶ったことを機に、一人の日系アメリカ人が日系家族に対するメンタル・ヘルス・サービスを目的として1979年にLTSCを設立し、1983年には社会福祉部が設立された。社会福祉部のスタッフは22名で、博士課程を卒業し、ソーシャルワーカーの資格を持っている。また、資金開発部 (Resource Development) には、サービスを提供するための資金を調達する専任のスタッフが4名いる。その他の部も併せるとスタッフは約50名で、その他にボランティアが一年間に延べ1,000人ほどいる。スタッフは日系アメリカ人や日本人に限らず、中国人や韓国人、台湾人などで構成されるようになったため、日系人を含めたアジアの人々に対して広くサービスを行うようになった。

社会福祉部で行っているサービスは、①一般サービス、②高齢者サービス、③サポートグループ、④トールフリーの電話相談などである。この一

般サービスの中に、「家庭内暴力に対するカウンセリングと予防 (DOMESTIC VIOLENCE COUNSELING AND PREVENTION) プログラム」がある。このプログラムは、コミュニティにおける①子ども虐待防止プログラム (Child Abuse and Neglect Education and Prevention and Outreach), ②暴力停止プログラム (Stop the Violence program), ③ステップハウスプログラム (Kosumosu Transitional Housing) の3つを含んでいる。今回私はこれらのプログラムの見学と情報収集を行ったので、日本での援助に役立つよう、その内容について以下に報告する。

IV. 子ども虐待防止プログラム

DVの家庭では、子どもも、暴力を受けたり目撃したりする場合も多い。そのため、被害を受けた子どもに対してどのような支援を行っているのか、見学を希望していた。しかし、アメリカでは児童保護局が子ども虐待に対して第一線で活動しているため、LTSCでは、Child Abuse & Neglect Education and Prevention and Outreach Program (CANEPOP, 以下ケインポップとする) というプログラムを行っている。このプログラムは、日系アメリカ人のコミュニティにおいて、子ども虐待を防止することに力を入れ、子育てワークショップ、サポートグループ、個別カウンセリング、個別の子育てセッション、ケースマネジメントなどのサービスを提供している。

まず、ワークショップとは、教会等で開催している子育て教室である。ワークショップに関する記事を載せた情報誌を地域に配布し、参加したい人が自由に参加できる。ワークショップの当初の目的は虐待防止であったが、実際に参加する人は、3歳以下の乳幼児がいる母親が多く、育児情報が求められているため、育児についての講義や話し合いなどが行われていた。

次に、サポートグループでは、シングルマザー、日本語を話す母親、国際結婚により異人種間の子どもがいる母親など、対象に応じて様々なプログラムが設定されている。取り上げる内容はワーク

ショップの内容とほとんど同じであるが、このメンバーは、クローズドグループで気心が知れた仲間であるため、ワークショップのときに比べ話が深まる傾向にある。私が見学したグループは、夫婦ともに日本人で、夫の転勤に伴い訪米し、1歳前後の第一子がいる人たちが多かった。子どもが病気をした時にどこの病院に連れて行けばいいのか、日本語が通じるスタッフがいるのかなど、母親同士の情報交換にもなっていた。異文化の中で知り合いもいなく、言葉も通じなく孤独になりやすいが、このようなグループがあることで、お互いにサポートしあい、育児ストレスの軽減につながっている。

カウンセリングには、母親との一対一のカウンセリング、親子カウンセリング、夫婦カウンセリングなどがある。

最後に、ケースマネジメントは、個々のケースに応じた対応を行っている。例えば、何か知りたい情報があればそれについて情報提供を行う。また、希望すれば通訳なども行っている。

V. 暴力停止プログラム

1. DV加害者プログラム

アメリカでは、まずDV被害者に対する支援を開始した。しかし、シェルター同士のネットワーク形成後、一人の加害者から複数の被害者が出ていることが明らかになり、1985年ごろより加害者への対応が必要と考えられるようになってきた。DVで警察に通報され逮捕された加害者は、刑務所に入るか矯正プログラムを受けるかを選択しなければならないと法律で定められている。そこで、LTSCでは1996年にロサンゼルス保護監察局の認可を得て、日本語を話す加害者に対してDV加害者プログラムを開始した。最初はDV被害者支援を受けている人から情報を得て、直接加害者にこの教育プログラムに参加するよう呼びかけた。このプログラムは毎週2時間で、52週間(1年半)にわたり行われる。今回、私はこのプログラムに参加することができなかったが、ほとんどの男性は就労しているため、プログラムは平日の早朝(出勤前の時間)や土日に行われる。職場の上司

は、加害者がそのプログラムに参加できるよう、配慮することが義務付けられている。料金は、その人の年収により設定される。

このプログラムの目的は、加害者（men）が再び暴力のサイクルに陥らないように教育することである。プログラムを開始するに当たり、加害者は、自分の暴力に対して責任を取るという書面にサインを行い、参加する際に薬物やアルコールを飲まないことを約束する。また、スタッフが加害者のパートナーと連絡を取り合うことを説明し、もしパートナーに再び暴力を振るった場合には、直ちにスタッフに連絡が入るシステムになっている。

外部との連携では、加害者がプログラムに参加することが決定したら、保護監察局と裁判所、法務省に連絡し、スタッフは、加害者がプログラムに参加してどのように変化しているのか報告を行わなければならない。また、加害者も3ヶ月ごとに裁判所へ行き現状を報告し、最後に参加して学んだことを修了レポートとして提出することが義務付けられている。

このプログラムは1対1のカウンセリングではなく、同じような立場にいる人が少人数のグループで話し合いを行ったり、問題の解決方法を考えたりする。男性がプログラムで学ぶ重要なことは、①暴力を振るうことは犯罪であり、自分が暴力を選択したということ、②自分が選択をした暴力に責任を取ること、③暴力以外の選択方法があること、④暴力のない健康なコミュニケーションを持つためにはどうしたらいいかの4つである。その他に、DVの要因・種類、暴力のサイクル、力とコントロール、怒りのコントロール方法、効果的なストレスマネジメント技術、ジェンダーによる差別、日本とアメリカの文化の違い、そこから生じる男性としての役割、社会から期待されている役割などである。また、参加者は、コミュニケーション技術や相手を尊重した上で良い関係を築く方法を学ぶ。

2. DV被害者に対する援助

DV加害者支援と平行して被害者支援も行う。しかし、カップルカウンセリングは行わない。これは、被害者に危害が及ぶことを防止するためである。

被害者に対しては個別に面接をし、相談できる人がいるか、ボキャブラリー能力の程度、加害者の暴力の実態や育児に対する取り組みなどについて確認する。また、DVが収まっても終わりではないこと、緊急時の連絡先などを伝える。被害者が既に加害者と離れている場合には、加害者が脅かして訪問していないか3ヶ月ごとにチェックをし、一緒に暮らしている場合には、加害者が学んでいるプログラムの内容と加害者への対処の仕方を教える。

LTSCでは、客観的な関わりができるように、加害者支援と被害者支援に携わる人は別々になっている。そして双方の情報を突合せながら、暴力の危険がないか判断し、加害者の評価を行っていく。

VI. ステップハウスプログラム

1. ステップハウスの概要

DV被害者が加害者の元から身内や友人宅などに逃げた場合、パートナーに居場所を突き止められ、周りの人にまで危害が及ぶ恐れがある。そこで、とりあえず安全に暮らせる場所として、シェルター（emergency house）が設置されている。日本におけるシェルターは、公的シェルターが各県に1箇所と民間シェルターがH14年11月1日現在で全国に35箇所⁷⁾と少ないことが問題となっている。民間シェルターがなかなか増えない理由として、セキュリティの問題、経済的支援や人材不足により維持管理が困難なことが挙げられる。また、シェルターの入居期間は2週間から1ヶ月程度という施設が多く、シェルターを出てすぐに自立して生活するには不十分であることも問題となっている。アメリカのシェルターも入居期間は日本とほぼ同じであるが、シェルターを出てすぐに自立することが困難な人のためにステップハウスが各地に設立されている。

LTSCでは、暴力的な関係から逃れ、自立した生活を送ろうと決心しているDV被害者のためのステップハウスとして、2003年にKOSUMOSU（コスモス）を設立した。コスモス（秋桜）は、日本人になじみの花で、一見か弱そうに見えるが、台風が来て倒れてもまた立ち上がる強さを持っていることから、パートナーの元から離れて再出発を考えている女性が暮らす家に、この名前がつけられたそうである。そのコスモスで自立のための長期プログラムが行われている。入居者は、身体的にも精神的にも安全な環境で、以下に述べるようなプログラムに参加する間一緒に生活し、お互いに助け合う中で、より健康的な生活を立て直す力を身につけていく。入居期間は原則として1年半だが、ケースバイケースで、2年間ほど入居していた人や仕事を見つけて9ヶ月で自立した人もいる。

ステップハウスに入居する人は、加害者からの暴力の危険性が高い人はほとんどいないということであるが、入居者の安全確保のため、住所は秘密である。私も見学をさせていただく前に、事務所で守秘義務のサインを求められた。入居者の安全を守りサービスを行うために、社会福祉部のスタッフ2人が9:30～17:30まで常駐し、18:00～9:00にはマネージャー（日本で言う管理人）が在宅している。スタッフはアジア人で、英語、韓国語、中国語、日本語などを話すことができ、それぞれの文化に精通している。

コスモスは、中級から高級住宅街に位置し、以前アメリカ人が住んでいた家を買取り、複数の家族が生活できるようにリフォームが行われていた。外から見る限り、普通の家と変わりなく、ステップハウスと気づかれることはない。通りに面したところに事務所があり、その奥に玄関があるため、来訪者があれば分かるようになっていた。玄関を入ると、1DKと2DKのアパート形式の部屋が全部で7世帯分あり、世帯ごとに、バス・トイレ、台所が備わっていた。私が見学した部屋は、2DKで大人用ベッドと2段ベッド、クローゼット、テーブルセットなども設置されていて、すぐに生活できるような状態であった。その他に、

事務所とマネージャーの部屋、カウンセリングルーム、コミュニティルームがあった。コミュニティルームにはテレビがあり、皆が集まりお茶を飲んだり、子どもたちが一緒に遊んだりできるほどの広さであった。以前はプールがあったそうだが、小学生以下の子どもが入居することが多いため、現在は埋め立てて滑り台などの遊具が設置されていた。また、アメリカは車社会のため、3台分の駐車場も備わっていた。6畳一間に一家族で生活し、バス・トイレ・食堂などは共有というところが大半である日本の公的シェルターとは雲泥の差がある。

2. 入居条件

コスモスへの入居条件として、①住む家がないこと、②低所得者、③暴力から逃れ、自立した生活をする確固たる意思があることが決められている。DVの場合、被害者がパートナーの元から逃れても、自分からパートナーに何度も連絡を取ったり、パートナーの元に戻ったりするケースも多いため、入居前に2～3回面接を行い、パートナーと別れる決心ができていのかどうかを厳しく査定される。また、シェルターの次の生活場所としてコスモスへの入居を希望する人が多いため、シェルターでの生活状況も確認される。人種に関しては特に制限はないが、スタッフがアジア人であることから当然アジアの人が多く、国際結婚や夫の仕事の関係でアメリカに居住することになった人、移民でアメリカに渡った人の子孫など、英語が流暢でない人が多い。

3. 生活のルール

入居に際して、暴力のない環境を保つために様々なルールがある。例えば、保護命令を取っていること、加害者と30日以上連絡を取っていないこと、このプログラムについて一切口外しないことなどである。その他にも、コスモスの住所は秘密にする、加害者とは連絡を取らない、加害者が連絡をすればと思われるところ（自分の家族や友人など）には絶対連絡をしない、他人に暴力を振るわない、アルコールと薬物の禁止、最初の6ヶ月間はコス

コスモスに部外者を呼ぶことや外泊は禁止、門限を守る、自分の目標に向かい努力をする、セッションや話し合いに参加するなどである。もし加害者に見つかったり、コスモス内で暴力を振るったりした場合には、カリフォルニア州法に基づいて24時間以内に退去することが決められている。かなり厳しいようにも思えるが、それは、そこに住んでいる他の人やスタッフの安全を考慮してのことである。

4. 必須プログラム

プログラムにおける必須ミーティング・活動は、グループセラピー、入居者会議、ワークショップとセミナー、ミーティングの4つがある。

1) グループセラピー

グループセラピーは女性のための自助グループで、臨床心理士がグループを進行する。テーマは、間接的に暴力の被害を受けた子どもにどのように関わっていけばいいのか、母親が自分の子供に暴力なしで躰をするにはどうすればいいのか、また子どもに暴力を振るってしまったらどうしたらいいのかなど様々で、それについて話し合う。これを隔週で行う。

2) 入居者会議

例えば、住民の騒音、物の破損等、共同生活での問題について話し合う。隔週で行う。

3) ワークショップとセミナー

キャリアプランニング、育児、財政計画、女性に関する問題、薬物依存、法律問題、精神衛生など、その時々トピックを取り上げ、それぞれの専門家を招いて学習を行う。

4) ミーティング

個人の要望に迅速に対応するために、毎週1回スタッフと行う。DV被害者の多くは、常に虐げられていたため、問題解決がうまくできなかったり、自分の意見を表現することができなかったりする。そのため、問題をどう解決することができるかということについても話し合う。

5. サービス内容

入居者へのサービスとして、ケアマネジメント、

カウンセリング、子どもへのケア、就職のためのカウンセリング、アドボカシー、ペアレンティング、自立のための訓練、エンパワメント、通訳、法的サービス、家を探す援助、金融計画、情報と照会が行われている。以下にその具体的内容を記す。

1) ケアマネジメント

母親のためのプログラムで、その人のニーズに合わせて様々なことを行う。

2) カウンセリング

感情面でのサポートのため、入居者は週に一度、最低10回は個人カウンセリングを受ける。

3) 子どもへのケア

アメリカにおける他のステップハウスでは、子どもは12~13歳までしか入居を認めていないところが多いが、コスモスでは18歳(義務教育期間)まで入居可能である。

DVの家庭で成長した子どもは、暴力の被害を受けていたり、母親に無理やりコスモスに連れて来られたと思っている子どももいることから、子どもがストレスを溜め込まないように、母親がミーティングを行っている間に、子どものためのグループ活動を週に1回行う。活動内容は、絵画やカウンセリング、感情の処理を学ぶ活動など様々である。また、子どもにも母親とは別のカウンセラーがつき、母親に気兼ねをせず、素直に自分の悩みを相談できるようになっている。それにより、母親も自分自身の問題に集中できる。

子どもが就学している場合、コスモスから通学を行うことができるような手続きも行う。また、学校側にDVの被害者であることを説明しておき、もし父親が学校に子どもを捜しに来ても、子どものことは秘密にするように依頼することもある。

4) 就職のためのカウンセリング

コスモスに入居する人は、ほとんどが専業主婦である。そのため、入居者が経済的に自立した生活を行えるようにサポートすることを目指し、週40時間、学校に通うか仕事に携わることが義務付けられている。そこで、仕事を見つけ

ることができるように、履歴書の書き方、面接技術、仕事を得やすくするためのスキルを指導する。今のアメリカでは、女性は比較的サービス業に就業しやすいということであるが、サービス業につく場合、ある程度の英会話能力が必要なため、就職の前に英語学校に通う人や職業訓練所に通う人もいる。そのための資金は、スタッフがインターネットなどを通して個人や企業、財団、虐待被害者のための援助団体などを探し出して活用する。入居者の中には、短期間で資格を取得できる医療補助職につく人が多いということである。

乳幼児がいる人のために、LTSCでは低所得者用の託児を行い、社会福祉プログラムとして託児費用の負担も行っている。また、車を持っていない人のために、託児施設まで子どもの送迎を行う政府基金もある。そのため、子どもがいても、母親は安心して仕事につくことができる。週40時間の通勤・通学が義務付けられていると最初に聞いた時は厳しいと感じたが、それができるような様々なサポート体制が整っていた。また、自分で働き収入を得ることで、エンパワメントできていくと感じた。

5) アドボカシー

様々な方面において、支持、代弁、擁護などを行う。

6) ペアレンティングクラス

夫から暴力を受けた母親は、自分の子どもを虐待するケースもある。そこで、子どもとの新しい関係を学べるようなペアレンティングクラスを紹介している。必要に応じて、子どものカウンセラーが母親にペアレンティングクラスに参加を求めることもある。

7) 自立の訓練

それぞれの自立という目標に近づくように、先週行ったことや困ったことを振り返り、今週の計画を立てる。そして、自分をほめたり、自分自身に労いの言葉をかけたりする。これらの作業をスタッフとともに行うことで、自分の成長を感じ取れる。

8) エンパワメント

自己評価を高め、自分の気持ちを表現できるように様々な援助を行う。また入居者同士が助け合うことがエンパワメントにつながる。

9) 通訳

英語での日常会話はできるが、様々な手続きなどのために、電話でまたは直接込み入った内容について話をしなければならない場合に、スタッフが通訳を行う。最初は全面的にスタッフに頼っていた人も、スタッフの対応を見たり、語学学校に通い英語力をつけていくにつれ通訳が必要なくなる。

10) 法的サービス

移民、離婚、財産分与、親権などについて専門家との法律相談を行うことを薦めている。政府からの基金があるため、無料で相談できる。

11) 家を探す援助

アメリカでの住宅事情が分からない人も多いため、一緒にアパートを探したり、不動産屋との交渉なども行う。

12) 金融計画

入居者は、専業主婦で自分の銀行口座を持っていない人や、生活保護を受けている人も多いため、銀行口座の開設の仕方、将来に向けた予算計画、貯金の方法などを専門家に学ぶ。また、アメリカでは様々な寄付金や基金があるため、それらをうまく活用する方法も指導している。例えば、緊急家賃・医療費などの基金として1年間に7,500ドル付与される。また、引越しのための基金などもある。

このコスモスでのプログラムを受けるにあたり、その人の収入に合わせて約3分の1を徴収する。その理由は、自立後には自分でアパート代を支払わなくてはならないため、その準備のためである。その代わりに、食べ物や衣類などの援助を受ける。

13) 情報と照会

例えば、アメリカと日本では離婚の方法が異なるため、離婚に関する情報や、国際結婚をした人が離婚後にアメリカに住み続ける方法など、入居者のニーズに応じて様々な内容の情報を提

供または照会する。

Ⅶ. おわりに

今回LTSCで行われている家庭内暴力への取り組みを見学し、アメリカでは資金と人材に恵まれていると強く感じた。アメリカでは、政府や州、郡、市から民間機関に資金が付与される。また、会社や個人からの寄付金も多い。そのため、スタッフに給料を支払うことができ、充実したサービスが提供できる。また、アメリカは慈善事業が盛んであるため、日用品や洋服なども請求して無料で手に入れることができる。一方、日本の民間DV被害者支援団体では、会員の会費を資金としてボランティアが細々と運営している現状である。最近では、県や市が民間団体に助成金を出すこともあるが、まだアメリカとは比べ物にならない。

しかし、アメリカでも長い年月をかけて少しずつ体制を作り上げてきたということである。今われわれにできることは、暴力の被害を受けている人が暴力から自由になり、安全に暮らすことができるような社会を作っていくことである。そのためには、日本における実態を調査し、対象のニーズに合った支援を築き上げていく必要がある。

本報告は、平成15年度科学研究費補助金萌芽研究（課題番号15659531）の助成を受けて行われたものである。

引用文献

- 1) 内閣府男女共同参画局：配偶者などからの暴力に関する調査（概要），1-22，2003
- 2) ダニエル・J・ソンキン，マイケル・ダーフィ（中野瑠美子訳）：脱暴力のプログラム，青木書店，25-39，2003
- 3) 女性に対する暴力に関する専門調査会：配偶者暴力防止法の施行状況などについて，男女共同参画会議，41-53，2003
- 4) 沼崎一郎：騙されずにバタラー（DV加害者）を見極められますか？—アメリカの教訓，アディクションと家族，18(3)，315-329，2001
- 5) 警察庁HP，<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki18/taiou.pdf>
- 6) 前掲2)：71-82，2003
- 7) 前掲3)：70-71